

鹿児島県てんかん治療医療連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を円滑に実施するために、てんかん治療医療連携協議会(以下「連携協議会」という。)の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項等)

第2条 連携協議会は、以下の事項について協議する。

- (1) てんかん診療拠点機関(以下「拠点機関」という。)における事業計画
- (2) 拠点機関が実施する事業についての効果の検証、問題点の抽出
- (3) 拠点機関への助言や提言
- (4) その他、てんかん対策の推進に関すること

(組織)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる機関の関係者(以下、「委員」という。)をもって構成する。

2 連携協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

3 連携協議会に副会長を置き、会長が指名する。

4 会長は、連携協議会の会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 会長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 連携協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、拠点機関及び鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、連携協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する

てんかん治療医療連携協議会構成機関

分野	構成機関名	委員内訳
てんかんの治療を専門的に行っている医師	てんかん診療拠点機関	脳神経外科 1名 小児科 1名
	公益社団法人鹿児島県医師会	精神保健担当理事 1名
	鹿児島県精神科病院協会	神経内科 1名
てんかん患者及びその家族	日本てんかん協会 鹿児島県支部	患者 1名 家族 1名
行政	鹿児島県くらし保健福祉部	精神保健福祉対策監
	鹿児島県教育庁	課長
	鹿児島県保健所長会	保健所長 1名
	鹿児島県 精神保健福祉センター	所長
医療機関関係者	公益社団法人 鹿児島県看護協会	現場担当者 1名
	鹿児島県ソーシャル ワーカー協会	現場担当者 1名
	一般社団法人鹿児島県 精神保健福祉士協会	現場担当者 1名
その他会長が必要と認めるもの		—

鹿児島県てんかん治療医療連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を円滑に実施するために、てんかん治療医療連携協議会(以下「連携協議会」という。)の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項等)

第2条 連携協議会は、以下の事項について協議する。

- (1) てんかん診療拠点機関(以下「拠点機関」という。)における事業計画
- (2) 拠点機関が実施する事業についての効果の検証、問題点の抽出
- (3) 拠点機関への助言や提言
- (4) その他、てんかん対策の推進に関すること

(組織)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる機関の関係者(以下、「委員」という。)をもって構成する。

2 連携協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

3 連携協議会に副会長を置き、会長が指名する。

4 会長は、連携協議会の会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 会長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 連携協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、拠点機関及び鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、連携協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する

てんかん治療医療連携協議会構成機関

分野	構成機関名	委員内訳
てんかんの治療を専門的に行っている医師	てんかん診療拠点機関	脳神経外科 1名 小児科 1名
	公益社団法人鹿児島県医師会	精神保健担当理事 1名
	鹿児島県精神科病院協会	神経内科 1名
てんかん患者及びその家族	日本てんかん協会 鹿児島県支部	患者 1名 家族 1名
行政	鹿児島県くらし保健福祉部	精神保健福祉対策監
	鹿児島県教育庁	課長
	鹿児島県保健所長会	保健所長 1名
	鹿児島県 精神保健福祉センター	所長
医療機関関係者	公益社団法人 鹿児島県看護協会	現場担当者 1名
	鹿児島県ソーシャル ワーカー協会	現場担当者 1名
	一般社団法人鹿児島県 精神保健福祉士協会	現場担当者 1名
その他会長が必要と認めるもの		-

鹿児島県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱

第1 目的

この要綱は平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」に基づき、てんかん診療拠点機関（以下「拠点機関」という。）を指定し、てんかん診療連携体制の整備を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、鹿児島県（以下「県」という。）とする。ただし、県は、本事業の一部を外部に委託して実施することができる。

第3 事業の内容

本事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 拠点機関の指定に関する事。
- (2) 県内のてんかん地域診療連携体制の構築に関する事。

第4 指定要件

知事は、県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、次に掲げる要件を全て満たす病院1か所を拠点機関として指定する。

- (1) 一般社団法人日本てんかん学会、一般社団法人日本神経学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本小児神経学会、又は一般社団法人日本脳神経学会が定める専門医が1名以上配置されている事。
- (2) 脳波検査装置やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行える事。
- (3) てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行える事。

第5 拠点機関の役割

拠点機関の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の設置

拠点機関は、県とともに、別途定める「鹿児島県てんかん治療医療連携協議会設置要綱」に基づき、鹿児島県てんかん治療医療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(2) 拠点機関の業務

- ア てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- イ 県内の医療機関等への助言・指導
- ウ 関係機関（精神保健福祉センター，医療機関，保健所，市町村，公共職業安定所等）との連携・調整
- エ 医療従事者，関係機関職員，てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- オ てんかん患者及びその家族，地域住民等への普及啓発
- カ 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理
- キ その他てんかん対策に必要な事項

(3) コーディネーターの配置

拠点機関の業務を適切に行うため，コーディネーターを配置すること。コーディネーターは，当該拠点機関に従事する者であって，以下の要件を備えている者であることとする。

- ア 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- イ てんかん患者及びその家族に対し，相談援助を適切に実施する能力を有すること。
- ウ 医療・福祉に関する国家資格を有すること。

(4) 報告等

拠点機関は，国又は国が指定する全国拠点機関及び県から求めがあった場合には，必要事項を報告しなければならない。

(5) その他

国が指定する全国拠点機関と密接に連携を図り，情報を共有するとともに，全国拠点機関の求めに応じ，協力を努めること。

第6 指定等

(1) 指定の申請等

- ア 拠点機関の指定を受けようとする病院の管理者は，てんかん診療拠点機関指定申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて，知事に申請するものとする。
- イ 知事は，前項の申請書の提出があったときは，指定要件等の審査を行い，指定を行う。
- ウ 知事は，指定を行った場合は，てんかん診療拠点機関指定通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(2) 指定基準に係る申請内容の変更

拠点機関の管理者は、指定要件等届出書（別記様式1－1）の申請事項に変更が生じたときは、てんかん診療拠点機関申請事項変更届出書（別記第3号様式）により、速やかに知事に届け出なければならない。

(3) 指定の辞退

拠点機関の管理者は、指定を辞退しようとするときは、拠点機関の運営を中止する日の属する月の前々月末日までに、てんかん診療拠点機関指定辞退届出書（別記第4号様式）により、その理由を付して知事に届け出なければならない。

(4) 指定の取消し

ア 知事は、拠点機関が第3に定める指定要件を満たさなくなったとき又は拠点機関の運営上重大な支障があると認めたときは、指定を取り消すことがある。

イ 知事は、指定を取り消したときは、てんかん診療拠点機関指定取消通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

第7 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、てんかん患者及びその家族等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

第8 その他

この要領に定めのない事項については、知事が別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月10日から施行する。

鹿児島県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱

第1 目的

この要綱は平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」に基づき、てんかん診療拠点機関（以下「拠点機関」という。）を指定し、てんかん診療連携体制の整備を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、鹿児島県（以下「県」という。）とする。ただし、県は、本事業の一部を外部に委託して実施することができる。

第3 事業の内容

本事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 拠点機関の指定に関する事。
- (2) 県内のてんかん地域診療連携体制の構築に関する事。

第4 指定要件

知事は、県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、次に掲げる要件を全て満たす病院1か所を拠点機関として指定する。

- (1) 一般社団法人日本てんかん学会、一般社団法人日本神経学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本小児神経学会、又は一般社団法人日本脳神経学会が定める専門医が1名以上配置されている事。
- (2) 脳波検査装置やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行える事。
- (3) てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行える事。

第5 拠点機関の役割

拠点機関の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の設置

拠点機関は、県とともに、別途定める「鹿児島県てんかん治療医療連携協議会設置要綱」に基づき、鹿児島県てんかん治療医療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(2) 拠点機関の業務

- ア てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- イ 県内の医療機関等への助言・指導
- ウ 関係機関（精神保健福祉センター，医療機関，保健所，市町村，公共職業安定所等）との連携・調整
- エ 医療従事者，関係機関職員，てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- オ てんかん患者及びその家族，地域住民等への普及啓発
- カ 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理
- キ その他てんかん対策に必要な事項

(3) コーディネーターの配置

拠点機関の業務を適切に行うため，コーディネーターを配置すること。コーディネーターは，当該拠点機関に従事する者であって，以下の要件を備えている者であることとする。

- ア 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- イ てんかん患者及びその家族に対し，相談援助を適切に実施する能力を有すること。
- ウ 医療・福祉に関する国家資格を有すること。

(4) 報告等

拠点機関は，国又は国が指定する全国拠点機関及び県から求めがあった場合には，必要事項を報告しなければならない。

(5) その他

国が指定する全国拠点機関と密接に連携を図り，情報を共有するとともに，全国拠点機関の求めに応じ，協力を努めること。

第6 指定等

(1) 指定の申請等

- ア 拠点機関の指定を受けようとする病院の管理者は，てんかん診療拠点機関指定申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて，知事に申請するものとする。
- イ 知事は，前項の申請書の提出があったときは，指定要件等の審査を行い，指定を行う。
- ウ 知事は，指定を行った場合は，てんかん診療拠点機関指定通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(2) 指定基準に係る申請内容の変更

拠点機関の管理者は、指定要件等届出書（別記様式1-1）の申請事項に変更が生じたときは、てんかん診療拠点機関申請事項変更届出書（別記第3号様式）により、速やかに知事に届け出なければならない。

(3) 指定の辞退

拠点機関の管理者は、指定を辞退しようとするときは、拠点機関の運営を中止する日の属する月の前々月末日までに、てんかん診療拠点機関指定辞退届出書（別記第4号様式）により、その理由を付して知事に届け出なければならない。

(4) 指定の取消し

ア 知事は、拠点機関が第3に定める指定要件を満たさなくなったとき又は拠点機関の運営上重大な支障があると認めたときは、指定を取り消すことがある。

イ 知事は、指定を取り消したときは、てんかん診療拠点機関指定取消通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

第7 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、てんかん患者及びその家族等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

第8 その他

この要領に定めのない事項については、知事が別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月10日から施行する。

